三　現金、手形、小切手又は有価証券その他有価物の紛失（盗難に遭うこと及び過不足を生じさせることを含む。以下この号において同じ。）のうち、信用協同組合等の業務、信用協同組合代理業者の信用協同組合代理業の業務又は信用協同組合電子決済等取扱業者の信用協同組合電子決済等取扱業の業務の特性、規模その他の事情を勘案し、これらの業務の管理上重大な紛失と認められるもの

四　その他信用協同組合等の事業、信用協同組合代理業者の業務又は信用協同組合電子決済等取扱業者の信用協同組合電子決済等取扱業の業務の健全かつ適切な運営に支障を来す行為又はそのおそれのある行為であって前各号に掲げる行為に準ずるもの

9　次の各号に掲げる場合の届出は、当該各号に定める日から三十日以内に行わなければならない。

一　第一項第二十三号、第二項第四号又は第三項第四号に該当する場合　不祥事件の発生を信用協同組合等、信用協同組合代理業者又は信用協同組合電子決済等取扱業者が知った日

二　［略］

10・11　［略］

（経由官庁）

第百十三条　［略］

［2・3　略］

4　信用協同組合電子決済等取扱業者は、銀行法第五十二条の六十の四第一項の規定による申請書、信用協同組合電子決済等取扱業に関する報告書その他この府令に規定する書面を財務局長又は福岡財務支局長に提出する場合において、当該信用協同組合電子決済等取扱業者の主たる営業所（外国電子決済等取扱業者にあっては、国内における主たる営業所）の所在地を管轄する財務事務所等があるときは、管轄財務事務所長等を経由して提出しなければならない。

5　［略］

（外国電子決済等取扱業者に係る特例）

第百十四条の二　外国電子決済等取扱業者（信用協同組合電子決済等取扱業を行おうとする外国の法人又は信用協同組合電子決済等取扱業を行う外国の法人の設立をしようとする者を含む。以下この条において同じ。）は、当該外国電子決済等取扱業者が法（第六条の四の三から第六条の五まで及び第七条の二第三項に限る。）又はこの府令の規定により金融庁長官等に提出する書類で、特別の事情により日本語をもって記載することができないものがあるときは、英語で記載することができる。

2　外国電子決済等取扱業者は、銀行法第五十二条の六十の四第二項に規定する書類又はこの府令の規定により申請書若しくは届出書に添付して金融庁長官等に提出することとされる書面（以下この項及び次項において「添付書類」という。）については、当該添付書類に代えてこれに準ずるものを金融庁長官等に提出することができる。

3　外国電子決済等取扱業者がその本国の法令又は慣行その他の正当な事由により添付書類又は前項に規定するこれに準ずるもの（以下この項において「添付書類等」という。）のいずれをも金融庁長官等に提出することができない場合には、当該添付書類等は、金融庁長官等に提出することを要しない。

（信用協同組合電子決済等代行業を営む外国法人又は外国に住所を有する個人等に係る特例）

第百十五条　法（第六条の五の二から第六条の五の十まで及び第七条の二第四項に限る。）又はこの府令の規定により信用協同組合電子決済等代行業を営む外国法人又は外国に住所を有する個人（信用協同組合電子決済等代行業を営もうとする外国法人又は外国に住所を有する個人を含む。以下この条において同じ。）その他の者が金融庁長官等に提出する書類で、特別の事情により日本語をもって記載することができないものがあるときは、英語で記載することができる。

［2・3　略］

三　現金、手形、小切手又は有価証券その他有価物の紛失（盗難に遭うこと及び過不足を生じさせることを含む。以下この号において同じ。）のうち、信用協同組合等の業務、信用協同組合代理業者の信用協同組合代理業の業務又は信用協同組合等代理業の業務の特性、規模その他の事情を勘案し、これらの業務の管理上重大な紛失と認められるもの

四　その他信用協同組合等の事業、信用協同組合代理業者の業務又は信用協同組合等代理業者の業務の健全かつ適切な運営に支障を来す行為又はそのおそれのある行為であって前各号に掲げる行為に準ずるもの

8　［同上］

一　第一項第二十三号又は第二項第四号に該当する場合　不祥事件の発生を信用協同組合等、信用協同組合代理業者又は信用協同組合等代理業者が知った日

二　［同上］

9・10　［同上］

（経由官庁）

第百十三条　［同上］

［2・3　同上］

［項を加える。］

4　［同上］

［条を加える。］

（信用協同組合電子決済等代行業を営む外国法人又は外国に住所を有する個人等に係る特例）

第百十五条　法（第六条の五の二から第六条の五の十まで及び第七条の二第三項に限る。）又はこの府令の規定により信用協同組合電子決済等代行業を営む外国法人又は外国に住所を有する個人（信用協同組合電子決済等代行業を営もうとする外国法人又は外国に住所を有する個人を含む。以下この条において同じ。）その他の者が金融庁長官等に提出する書類で、特別の事情により日本語をもって記載することができないものがあるときは、英語で記載することができる。

［2・3　同上］